

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成27年11月16日（月）午後2時から午後4時10分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 増田 啓祐（津地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判官 大熊 一之（津地方裁判所長）

裁判官 山川 勇人（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 竹田 基樹（津地方検察庁検事）

弁護士 馬場 啓丞（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～5番 5人

4 議事概要

（司会）

本日の意見交換会は、審理あるいは評議において、裁判員や補充裁判員の皆様に分かりやすい裁判となっているのかどうか、あるいは皆様が主体的に関わっていただける裁判となっているのかどうかについて、辛口な御意見をお願いできればと思っております。

また、本日は比較的長期間にわたって審理あるいは評議が行われた事件の裁判員や補充裁判員を務められた方々を中心にお越しいただきました。長期間といっても期間は様々ですけれども、そういった審理期間との関係での御苦勞あるいは御意見につきましてもおうかがいしたいと思っております。

それでは、これから意見交換会に入らせていただきますが、最初に裁判員経験者の皆様に、それぞれが御担当されました事件について、どのような事件であったかという事件の概要について御紹介いただきたいと思います。

(1 番)

私の担当した事件は、夫婦喧嘩で旦那さんが奥さんを誤って殺してしまったという事件で、補充裁判員として携わりました。

(司会)

これは私が関与した事件ではありませんが、補足しますと、傷害致死の事件でありまして、夫婦喧嘩で暴力をふるって、正確には籍は離れていたのですが、奥さんが亡くなった事件でした。暴行の有無、因果関係、犯人性などが争われて、審理期間は選任日を含めて12日間であったと聞いております。判決は懲役6年6か月でした。

(2 番)

私が担当した事件は、強盗殺人事件でした。被告人は借金の返済などに窮していたことから、知り合いの人を殺害して、現金を強奪したという事件で、「自分はやっていない。」と否認していたので、それを証明するのが大変な事件であり、判決は無期懲役でした。

(司会)

これも私が関与した事件ではありませんが、この事件についても犯人性が争われた事件であり、審理期間は選任日を含めて22日間と聞いております。

(3 番)

私が担当した事件は、少年による強制わいせつ致死等の事件でした。

(司会)

事実関係に大きな争いはなく、少年法55条を適用して被告人である少年を家庭裁判所に再移送するかという点が争点となった事件です。

(4 番)

私が担当した事件は、被害者を鈍器で殴って殺害した事件であり、合計40日近くの裁判員裁判を経験させていただきました。

(5 番)

4 番の方と同じ事件を担当しました。

(司会)

この殺人事件の判決は懲役 17 年でしたが、捜査段階より被告人は否認しており、犯人性が争われた事件であったため、審理に長期間を要しました。途中で実際は公判を開かなかった日もありましたが、予定としては選任日を含めて 34 日間の職務従事日数となっておりました。

それでは引き続き、審理の中身について、御意見あるいは御感想をうかがいたいと思います。手続の順番としては、冒頭陳述、証拠調べ、論告弁論という流れになりますが、本日の意見交換では、手続の流れとは違いますが、まず冒頭陳述について御意見をうかがって、続いて同じく検察官及び弁護人からのプレゼンテーションである論告弁論についておうかがいし、その後、証拠調べ、評議について御意見あるいは御感想をうかがいたいと思います。そして最後になりますが、長期間の裁判に当たられた皆様のいろいろな事情についておうかがいしたいと思っております。

それではまず冒頭陳述の関係についてお聞きします。冒頭陳述はこれから始まる証拠調べにおいて、どのような物事を皆さんに見聞きしていただきたいのか、あるいは審理のポイントは何なのか、また事件の概要などをプレゼンテーションするわけですが、検察官、弁護人、それぞれが行った冒頭陳述のポイントが分かりやすかったかどうかについて、御意見はありますか。

(4 番)

私の率直な意見ですが、検察官の資料はカラーで見やすいものでしたが、弁護人の資料は文字も小さくて大変見づらいもので、何を争点としているかも正直分かりづらかったです。

(司会)

ペーパーの作り方によって分かりやすい、分かりにくいということがあったということですね。同じ事件を経験された 5 番の方はいかがでしょうか。

(5 番)

同じように弁護人の資料は文章ばかりで読むのが嫌になるぐらいでした。やはり最初を分かりやすくしてもらわないと、内容が頭に入ってきません。

(司会)

弁護人から出される資料ですが、途中から分かりやすくなったということはありませんでしたか。

(5 番)

検察官の資料を真似した感じで、途中からは分かりやすくなりました。

(司会)

やはり文字ばかりだと分かりにくいということですね。

冒頭陳述あるいは論告弁論について分かりやすかったかどうか、1 番の方はどうでしたか。

(1 番)

書面に関して、分かりやすかったかどうかは記憶にありません。

(司会)

その時の感覚として、分かりやすかったと思われたとか、何を言っているのか分からないなといった印象はありましたか。

(1 番)

検察官の方はやはりとても分かりやすく、おっしゃっていることもある程度理解できたという印象があります。

(司会)

2 番の方はどうでしたか。

(2 番)

私も検察官の書き方は割と分かりやすかったと思いましたし、弁護人の方が分かりにくいという印象がありました。

(司会)

弁護人の方が分かりにくいというのは、どういうところで感じましたか。

(2 番)

書き方というか、まとめ方でしょうね。

(司会)

それは簡潔すぎるのか、それとももっと簡潔にしてほしかったのか、どちらですか。

(2 番)

簡潔にしてほしかったです。

(司会)

3 番の方はどうでしたか。

(3 番)

分かりにくいということはありませんでした。ただ説明の仕方が、私たちは素人ということでゆっくりしてもらったのですが、幼児に言い含めるような印象を弁護人の方からは受けました。もうちょっと普通に話してもらっても分かると思います。

(司会)

ゆっくりだったら良いというものではないということですね。

これまで冒頭陳述における資料についておうかがいしましたが、冒頭陳述の内容についてはどうでしょうか。率直におっしゃっていただければと思いますが、検察官、弁護人双方の冒頭陳述を聞いただけで、逆に「この事件の真相はこうなのだ。」と分かるようなものでしたか。それとも「これは証拠を確認しなければ分からない。」というものでしたか。

(2 番)

冒頭陳述を聞いて、最初から事件の真相は分かりましたが、それを証明するのが難しいと感じました。

(司会)

私がうかがいたかったのは、冒頭陳述は検察官，弁護士双方の意見なので，それがちゃんと皆さんに伝わっていたのかということなのですが，2番の方には伝わっていたということですね。

論告弁論でもそれぞれ書面が配られましたが，評議の時に読み返したりしましたか。

(1番)

読み合わせをしました。

(2番)

読み合わせをしました，難しい印象を受けました。書面に書いてあった証拠の中で，ここはカットしてもいいのではないかといいところがありました。

(司会)

論告弁論の中で余計に感じるものもあったということですね。3番の方はどうですか。

(3番)

読み合わせをしました，特に疑問に思ったということはありませんでした。

(司会)

書面は評議の中で活用されたということですね。4番の方はどうですか。

(4番)

評議室でも書面を見直して，記憶を喚起しました。十分に活用できたと感じています。

(司会)

冒頭陳述あるいは論告弁論について，どちらでも結構なのですが，皆さん方がお気づきになられたこと，御意見をおっしゃっていただいて思い出されたことを御披露いただきたいのですがいかがですか。

(3番)

被害者のお父さんが「遺体の写真をそのまま載せて欲しかった。」と言われて

いましたが、あれは白抜きで良かったと思います。

(司会)

それはどうしてですか。

(3 番)

事件の悲惨さは十分分かっていきますから、亡くなられた被害者をそこまで見せる必要はないと思いました。お父さんは事件の酷さを知ってもらうために、そのまま載せて欲しかったようですが、あれは白抜きで良かったと思います。

(司会)

冒頭陳述や論告弁論については、以上でよろしいでしょうか。

では、3 番の方から証拠調べの話も出ましたので、そちらの話に移っていきたいと思います。今、御遺体の写真をどうするのかという話がありましたので、その点について少し話を進めていきたいと思います。3 番の方が関わられた事件では遺体のイラストを取り調べました。4 番と 5 番の方が関わられた事件も私が裁判長なのでよく把握していますが、1 番、2 番の方が関わられた事件では、法廷において御遺体の写真、イラストなどの取調べは行われましたでしょうか。

(1 番)

傍聴席に見える状態ということですか。

(司会)

傍聴席から見えるモニターはマスキングしてありますので、皆さんの机の前のモニターにおいてです。

(1 番)

評議室ではもちろん目にしましたが、法廷では見た覚えはないです。

(司会)

評議室では皆さんでご覧になりましたか。

(1 番)

裁判官の方から、「ここまでは衝撃が少なくご覧いただけたと思いますが、こ

れ以降は解剖の写真があるので、見られる人だけで見てください。」という配慮があり、ファイルは付箋をした状態で机に置かれていました。

(司会)

そういう形をとったわけですね。2番の方はどうでしたか。

(2番)

御遺体は写真で見ました。やはり見るときは少しショックを感じました。あと解剖はイラストで見せていただきました。

(司会)

解剖はイラストだったのですね。

(2番)

それは配慮であるということを言われました。

(司会)

ご覧いただいてショックだったというお話でしたが、イラストもショックでしたか。

(2番)

イラストではそれほどには感じませんでした。

(司会)

写真だけですか。

(2番)

そうですね。写真は多少ショックを感じました。

(司会)

写真は法廷で1回ご覧になっただけですか。

(2番)

そうです。

(司会)

1番の方は、実際御自身としてはご覧になられていないのですか。

(1 番)

私の時は補充裁判員 2 人が女性で、あとは全員男性でしたので、男性の裁判員が見ている後ろから見せていただきました。

(司会)

裁判員が前で見ている中に自分も入り込んで一緒に見ようとまでは思わなかったですか。

(1 番)

裁判官がその前に一番酷いのは轢死体ですとおっしゃっていたので、それほどではないから自分でも見られるのではないかと思ったので、ちょっとのぞいて見せていただきました。

(司会)

3 番の方はイラストでしたが、イラストをご覧になられてどうお感じになりましたか。

(3 番)

イラストでいいのではないかと思います。悲惨な事件なのは皆さん分かっているのです、なおかつ悲惨な写真まで載せる必要はないかと思います。

(司会)

4 番の方が関わられた事件について御紹介いただけますか。

(4 番)

4 番、5 番で担当した事件では、後頭部を殴られて殺害された現場について、写真とイラストの 2 つがありましたが、裁判の内容が進んでいくと殴られた箇所が重要なポイントになっていることが分かってきたので、個人的な意見としてはイラストではなくて写真でいいのではないかと思います。あと、そういったものにも目を向ける姿勢が大事だと思うので、なるべくはありのままを載せてもいいのではないかと感じました。

(司会)

5 番の方はどうですか。

(5 番)

頭部の傷が凶器に合うかどうかが一番の問題となりましたので、頭部の写真は見る必要がありましたが、この事件に関しては御遺体の写真まで見る必要はなかったと思います。

(司会)

4 番、5 番の方が担当された事件は、御遺体全体はイラスト、犯行現場を警察が実況見分したのは写真兼イラストを見ていただき、頭部については傷口をアップにした写真をご覧いただきましたね。

4 番、5 番の方が担当された事件は、凶器と傷が合うのかが争点となっていたので、そういう事件との違いはあるのかもしれませんが。3 番の方が担当された事件ですと、そういうところに争いがないのでイラストだけで十分だという意見ですね。

証拠調べ一般についてお話をおうかがいしたいと思います。手続の流れとしては冒頭陳述が終わったあと、検察官が請求した書類の取調べが行われますが、そこからうかがいたいと思います。検察官が内容を説明したり、調書の内容を朗読したりする書類の取調べについて、聞いていて分かりやすいものでしたか。その時は耳に入っても、ちゃんと印象として残るものでしたか。2 番の方に関わっていただいた事件は、比較的書類を多く調べたのではないかと思います。いかがですか。

(2 番)

公判前整理手続で簡潔になっていると聞いていましたが、かなり量があったので、家に持ち帰ることもできませんし、頭の中で整理する作業が結構大変でした。

(司会)

証拠の数が少なかった事件もあると思います。3 番の方の事件では、人の話を聞き取った供述調書はあまりなかったと思いますが、いろいろ書類は提出された

と思います。そういったものの取調べは分かりやすかったですか。

(3 番)

被告人は罪を認めていましたし、分かりにくいということはありませんでした。

(司会)

4 番、5 番の方の事件も、供述調書はほとんど調べていないと思いますが、それ以外の報告書などは調べたと思いますが、それについてどうでしたか。

(4 番)

量がものすごく多く、正直どれがどれだったかという印象はありましたし、先ほどの方の話でもありましたが、家に持ち帰ることもできないし、変な話ですが予習復習できないので、裁判所に来てから他の方と話をして思い出しながら裁判をさせていただきました。ただ特に分かりにくいという感じはしませんでした。

(司会)

5 番の方はいかがでしたか。

(5 番)

量はものすごく多かったですが、裁判官の方が上手に説明してくれたので、分かりやすかったです。

(司会)

1 番の方の事件はそれなりに書類の取調べがあったかと思いますが、いかがでしたか。

(1 番)

事件自体が複雑なものではなかったですし、被告人も罪を認めていたので、検察官のおっしゃっていることはとても分かりやすかったです。それと比べたら、弁護人はどういうふうに話を持っていきたいのか分からなくて、こちらが考えてしまったようなイメージが残っています。

(司会)

2 番の方は内容がスムーズに入っていましたか。どこがポイントか理解でき

ましたか。

(2 番)

争点とかは理解できましたが、ある部分を証明するという時に、よく分からないということはありませんでした。

(司会)

検察官の読み上げる調書の内容について、言いたいことの意図は伝わりましたか。

(2 番)

伝わりました。

(司会)

次に、証拠書類の取調べ後に行う証人尋問あるいは被告人質問についてうかがいますが、証人尋問などは分かりやすかったですか。聞いていてポイントは分かりましたか。「何でこんなことを聞いているのだ。」ということはありませんでしたか。

(4 番)

検察官の質問は分かりやすかったし、聞き取りやすかったです。弁護人は話しながら何を聞こうか考えているような印象を受けましたし、あと誘導的な話し方が多い印象を受けました。

(司会)

証人質問はそうだったかもしれませんが、審理の最後の方で弁護人が請求した被告人への質問はどうでしたか。

(4 番)

あまり記憶にないです。

(5 番)

検察官が連れてきた証人への弁護人の質問が威圧的に感じました。

(司会)

反対尋問の内容が威圧的だったということですね。

(司会)

4 番の方にお聞きしたいのですが、長期の裁判となりましたが、証言内容はずっと頭の中に残っていましたか。

(4 番)

検察官は「こういうことを聞きますよ。」と明示して、ひとつずつ聞いていたので分かりやすかったです。

(司会)

質問内容をあらかじめ言っておいた方が分かりやすいということですか。

(4 番)

その方がメモもとやすいし、評議室で皆さんと振り返ったり、意見を言い合ったりするときにも、意見がまとまりやすかったです。

(司会)

5 番の方は、最初の方に聞いた証言内容を忘れてしまったりということはありませんでしたか。

(5 番)

私の場合はなかったです。

(司会)

反対尋問については、すぐに意図が分かりにくい部分があるのは仕方がない面もありますので、それは一旦置いてもらって、検察官や弁護人がそれぞれ請求した証人に対する質問や弁護人の被告人に対する質問が分かりにくいということはありませんでしたか。

(2 番)

担当の検察官が公判の途中で変わりましたが、どちらかの方が威圧的でした。

(司会)

それは被告人に対して威圧的だったということですか。

(2 番)

そうですね。「こうしたのだろう。」というような感じで威圧的な感じがしました。

(司会)

3 番の方はいかがでしたか。

(3 番)

分かりにくいということはありませんでした。

(司会)

内容的に分かりやすいかどうかをお聞きしましたが、時間的にはどうですか。尋問をだらだらしているのではないか、逆にもう少し時間をかけて詳しく聞いてほしかったという尋問の時間の長短についておうかがいしたいと思います。全体の審理時間からいうと、比較的 3 番の方の事件は時間をかけて聞いていましたが、いかがですか。

(3 番)

長すぎたとは思いませんでした。

(司会)

具体的な時間では、4 番の方が担当した事件は被告人質問に時間をかけましたが、いかがですか。

(4 番)

被告人質問は何日かに分けて行いましたが、最後の方はもう聞くことはありませんでしたが、このぐらいでちょうど良かったのかと思います。

(司会)

今のお話ですと、逆に長いということではないのですか。

(4 番)

いえ、他の方はまだ質問されていましたが、個人的にはもう質問することはなかったというだけです。

(司会)

他の方はどうですか。

(5 番)

長いとは思いませんでした。

(1 番)

証人の人数が多いのではないかと思いました。裁判官からはこの事件を犯したこの時が問題なのであって、それ以外はどうであった、こうであったというのは違うと言われた記憶があるのですが、そう考えた時に多くの人から話を聞くというのは心情に訴える部分が大きくなって、誤った決定をしてしまいそうになりますし、弁護人から長々と生い立ちから話をされると、一体何が聞きたいのだろうと思いました。

(司会)

そういったところはカットした方が良いということですね。

(1 番)

裁判というものはこういうものなのかと思いましたし、裁判が長くかかるのが分かる気がしました。何か矛盾したことをやっている気がします。

(司会)

2 番の方の事件は、それほど尋問の時間が長くはありませんでしたが、内容に比べて長すぎるということはありませんでしたか。

(2 番)

長いとは思いませんでした。被告人質問で弁護人の話を聞くことによって、自分の被告人に対する印象に矛盾を感じるがありました。

(司会)

2 番の方に引き続きお聞きしますが、供述調書と証人尋問では、どちらが分かりやすかったですか。

(2 番)

証人尋問の方が分かりやすく、供述調書は分かりにくい点がありました。

(司会)

それはどういったところですか。

(2 番)

少し意味が分からないところがありました。証人尋問の方が一問一答形式でわかりやすく、頭も整理しやすかったです。

(司会)

1 番、2 番の方におうかがいしたいのですが、被告人の供述調書を取り調べるかどうかの前提として、供述調書を作成する時のDVDはご覧になりましたか。ご覧になって時間的にはどう感じましたか。

(1 番)

長いかもしれませんが、逆に編集されて見せられたら、まずいところをカットしているのではないだろうかと思います。

(司会)

2 番の方は時間的にはどうでしたか。

(2 番)

長いとは思いませんでしたし、全部見せるべきだと今でも思っています。

(司会)

証拠調べの関係で、当時を思い出されて、ここで何か伝えておきたいことはありますか。

(1 番)

裁判員からストレスで訴えられることもあるので、「ここまでは大丈夫です。」、「ここからは駄目ですよ。」といった配慮は絶対していただくべきだと思います。

(司会)

次に、評議についてお話をうかがいますが、事実認定をする上での苦勞、主

張していることが分かりにくいといったことはありませんでしたか。あるいは、参考になったことはありませんか。

2番の方が担当された事件では、被告人が「やったのは自分ではない。」と主張していたと思いますが、事実認定を行う過程で苦勞したことはありませんでしたか。

(2番)

被告人がやったかどうかを判断するのは、難しかったです。また、殺害方法について、実際に右から刺したのか、左から刺したのかとかといった医学的なことを判断するのも難しいと思いました。

(司会)

2番の方の事件では、いろいろな事実を積み上げて行って犯罪事実を認定したということだったと思いますが、これだけの事実だけで本当に犯人だと言っているのかといった判断を求められたときに、悩みなどありませんでしたか。

(2番)

証拠を積み上げて事実を証明するということは難しいと思いました。矛盾することを一つ一つ潰していきながら進めましたが、そういう作業は難しいことで、そこに至るまでには苦勞しました。でも、最後は清々しく受け入れられる結論になりました。

(司会)

1番の方が担当された事件では、犯人は被告人ではなく人違いだといった主張はされていなかったと思いますが、どういう暴行があったかということを認定したり、証人の証言を評価するに当たり悩んだところとか、難しかったところはありませんでしたか。

(1番)

取調べ段階では被告人は事実を認めていたのに、裁判になってから否認するようになった事件でした。決定的な傷というのは解剖医の所見で理解できたの

ですが、凶器が見つかっていなかったのも、「解剖医でも『こういうもので殴った。』というところまでは断言はできないのだなあ。」と思いました。だから、判決でも「拳様（こぶしよう）の物」で殴ったという言い方になったのですが、そういうところは難しいと思いました。

（司会）

4 番の方は、いろいろな事実を積み上げて犯罪事実を認定していくプロセスの中で難しいと思ったことはありますか。

（4 番）

検察官は「こう考える。」と主張し、一方、弁護人は「こういう可能性もあるからそうだとはいえない。」と言って対立していたのですが、「一般的に考えてみると、それはないだろう。」という考え方に基づいて判断していました。でも、「よく考えてみるとそれもある。」という事柄については迷いもありました。凶器が一番大きな問題でしたが、背景に金銭トラブルを抱えていたり、被害者に対する恨みに近い感情もあったので、そうしたところを考慮して、総合的に判断しました。ただ、難しかったです。

（司会）

5 番の方は同じ事件ですが、いかがでしたか。

（5 番）

被告人に対し、同情的になってしまうということがあります。

（司会）

「被告人が犯人でなければ説明がつかない。」とか、「常識的に考えれば被告人が間違いなく有罪だと考えられる。」という、考え方の基準は、具体的にどういう場面で適用されましたか。2 番の方はいかがでしたか。

（2 番）

私の担当した事件では殺害の方法という場面で、医学的な所見がポイントになったのですが、解剖した結果についてのお医者さんの証言があり、それは分

かりやすかったです。

(司会)

次に、刑を決める作業のことについておうかがいしますが、「刑罰はやったことに対して考えるものだ。」という「行為責任」の考え方、「過去の犯罪歴とか、再犯の可能性といったことについては調整要素である。」といった説明については分かりやすかったですか。また、量刑グラフをご覧いただいたと思いますが、それを見るタイミングについて適切だと思いましたか。

(1 番)

グラフを見せてもらう前に、各自が思う量刑を無記名で紙に書いて出しました。その後にグラフを見せてもらい、調整をして結論の刑を出しました。グラフを見たタイミングは、いいとも悪いとも言えません。グラフは素人には影響すると思いますが、「やったことに対して刑を決める」という考え方は分かりました。でも、どのような人が裁判員かによって大きく影響されると思います。

(2 番)

刑を決める場面は結構早足だった感じでした。裁判長は「これだけ説明したのだから、分かるでしょう。」という感じでした。「無期懲役」ということの意味を初めて聞いて知ったので、最初は意味がよく分からず、戸惑いました。

(3 番)

グラフを見せられて説明を受けた時は、誘導されているという印象を受けました。

(4 番)

自分は「ああ、そうなんや。」という感じでした。ほかの人も刑期はこれくらいかな、ということを考え始めた時期だったと思うので、グラフを見せられたタイミングは早くも遅くもなかったと思います。グラフを見て揺らいだということはありませんでした。

(5 番)

グラフはあくまで参考として見せてもらったつもりなので、それに基づいて決めさせられたという感じはありません。グラフを見ても見なくても私の考えに変わりはありません。

(司会)

評議の中で言いたいことは言えましたか。

(5 番)

いろいろと争点があって、車のことは知識がなく分からないことが多かったです。自分で分かることはいいのですが、分からないことは他の人の言うことを聞いてそれなりに理解しました。

(4 番)

裁判の期間が長すぎて、いろいろな人が証言をし、それぞれが考え方を述べましたが、分からないところは「あとから他の人から話を聴くからいいか。」と思っていました。結果的にも、刑を決めるための評議の時間もすごく長かったので、その中で頭の中を整頓することができました。

(3 番)

自分の意見は言わせていただきました。ただ、被告人の人権は守られているのに、被害者の人権はどこまで守られているのだろうか、疑問に思いました。

(2 番)

少し誘導ではないかと感じたことがありました。私はそれに沿った考えを持っていたのでよかったのですが、他の人からすると、少し強制的ではないか、というところもあったのではないかと思います。

(1 番)

言いたい放題で、つまらないことでも聞いてもらえました。誘導されたということもありません。裁判官の中でも考え方がばらばらだったので、自分の思いを話しやすかったです。

(司会)

裁判員裁判に参加して支障が生じたことはありましたか。支障が生じたとしたら、それをどう乗り越えましたか。また、精神的、体力的な負担に対して工夫したこと、不安に感じたことなどがありましたらお話ください。

(1 番)

自営業なので、周りの人に対する守秘義務を守ることに問題はありませんでしたが、家族にも話せないのは少し大変でした。私の担当事件は自分の生活圏内で発生した事件だったので、裁判が終わってから半年くらいたってから、証人だった人に、ショッピングセンターでばったり会ってしまったということがありました。被害者側の証人だったと思いますが、もし、それが被告人の親だったり、彼女だったりしたらどうしようかと思いました。

(2 番)

私は教員をしています。裁判の時期が3月で、試験は大体終わってしまっていたのでよかったのですが、それでもこの日は行けないと申し出た日はありました。私の場合は学校側が理解を示してくれましたが、ほかの裁判員で、会社勤務の人にとっては、3月は忙しく、会社から怒られて困っている人もいました。とてもいい制度であり、裁判員を体験させていただいたことには感謝していますが、法務省には雇う側にもっと働き掛けをしてもらいたいと思います。相互の意識を高めるためには大事なことだと思います。インフルエンザや花粉症が流行っていた時期なので、不安はありました。

(3 番)

私はすでにリタイアして仕事もしていないので、問題はありませんでした。ただ、裁判所に出頭しなければならなかった金曜日が趣味の教室に行っている日で、裁判員をやっていた1か月は教室に行けなかったのも、それがストレスになりました。裁判員裁判に参加すること自体に不安はありませんでした。

(4 番)

私は大阪に住んでいるのですが、私の会社は裁判員になったときは有給休暇

で休むことになっていて、長期の裁判だったので、休暇を全部使い切ってしまい、途中からは欠勤扱いになってしまいました。7月からは収入が月4万円になり、ボーナスも0が一個減ってしまい、大打撃でした。裁判員になって自分としては会社を休めることが嬉しかったのですが、周りには大迷惑だったと思います。また、交通費が高速道路を使うので、その料金が往復1640円かかりましたので、もう少し日当が欲しいなと思いました。自動車で来られる方は同じことを思っておられるのではないのでしょうか。

(5番)

私もリタイアしているので問題ありませんでした。裁判所の庁舎の中の構造が分かりづらく、最初の頃は迷子になりました。新聞で裁判員裁判の記事が載っていると読むようになり、関心も高くなりました。最近も冤罪で再審が開始されるという事件がありましたが、こういう記事を見ると、もし私たちが出した結論が間違っていたらどうしようと思いました。

(司会)

1番と2番の方は、週5日通して裁判があったのですが、途中で休みたいとは思いませんでしたか。

(1番)

間が空くと忘れてしまうので、続けてもらったほうがいいです。

(2番)

私も続けてやってもらった方が、忘れてしまうこともないので、いいです。ただ、たまに休みがあるといいと思います。

(司会)

3番から5番の方は、週4日でしたが、どうでしたか。

(3番)

あの日程で、何とかしてほしいということは思いませんでした。

(4番)

月曜日だけ裁判が休みだったのですが、会社の業務には年間スケジュールというものがあって、それに全く合わないものだったので、月曜日だけ会社に行ってもアルバイトをしているような形になってしまいました。

(5 番)

私は仕事をしていないので、「2 日裁判に来て、翌日は休み」というのがよかったです。私は途中に休みが入っても忘れてしまうということはありません。

(検察官)

解剖医や精神科医など専門家を証人として取り調べたということがあったと思いますが、よく分かりましたか、それとも、証言が分かりづらく、後で裁判官にフォローしてもらったということはありませんか。

(1 番)

私が担当した事件では解剖医が証人でした。裁判官は評議室で平易な言葉で解説してくれましたし、裁判官も検察官も弁護人も、それぞれ分かりやすく裁判を進めようとして法廷で努力してくれているというのは感じました。

(2 番)

私の担当した事件では解剖医と精神科医が証人でした。知識がなく専門用語は難しかったですが、証人自身が分かりやすく説明してくれました。

(3 番)

私の担当した事件では精神科医が証人でしたが、私は説明に納得できましたし、何の疑問も持ちませんでした。

(4 番)

専門用語が飛び交っていて最初のうち、「何を言っているのだろう、みんな分かっているのかな。」と思いました。後からどういう意味か尋ねたのですが、言葉の意味が分からないと、そこで思考が一時的にストップしてしまうので、初めから補足的に分かりやすく説明してもらいたいと思いました。

(5 番)

検察官請求の証人の医師も弁護人請求の証人の医師も立場上はつきり言えないらしく、「かもしれない」という表現を使って断言することを避ける傾向にあって、余計に分からなくなってしまいました。

(弁護士)

さきほど、検察官や弁護人が行った冒頭陳述については多くの方にお話していただきましたが、論告、弁論についてはあまりお話される方がありませんでしたので、もう少し詳しくお話いただけないでしょうか。

(1 番)

弁護人の弁論については、文章が長いだけで、どういう結論を導きたいのかが分かりませんでした。

(2 番)

被告人の主張に沿うよう努力されており、いい弁護士さんだな、とは思いました。

(3 番)

分かりにくいところはなく、頑張っているな、と思いました。

(4 番)

被告人が無罪を主張していたので、弁護人は1パーセントでも白という可能性があれば、そこを突かなければならないので、大変だなと思いました。だから、文章も長くなって、何が言いたいのか分からなくなってしまうのかな、と思いました。こちらもそれを踏まえて考えてあげなければならないとは思いましたが、とにかく分かりにくかったです。検察官の資料と対比する場面も多かったので、そういう機会にそれが目につきました。

(5 番)

書き方次第で裁判員がなびくということもあると思うので、文章を作るときには、よく吟味してもらいたいと思いました。

(1 番)

弁護人は二人いたのですが、主任の方はすごく頑張っていたのに、もう一人は熱心でない感じがして、どうなんだろう、と思うことがありました。

(裁判官)

裁判が終わった後、すぐに日常生活に戻ることができましたか。それとも、しばらくの間事件のことを思い返して考え込んでしまったり、気持ちが沈んでしまうようなことはありましたか。

(1 番)

時々夢に見たりすることがありました。また、新聞が気になるようになりました。「終わったらほかの人に裁判員制度のことを宣伝してくださいよ。」と言われたので、宣伝させてもらいました。

(2 番)

前は他人事でしたが、選ばれた時から考え方ががらっと変わりました。社会に対する関心が高まってきて、自分でもすごいことだと思っています。

(3 番)

裁判が終わった後も普通と変わりありません。夢に見ることも全くありません。

(4 番)

会社のスケジュールに空白ができてしまい、仕事量を調整する必要がありました。会社に行っていない期間が長かったので、久しぶりに出勤して、その間に新入社員が入っていたりして会社の中の空気も変わっていました。裁判員になって気が重くなったことはありません。新しいニュースとか事件に関心を持つようになりました。

(5 番)

初めての体験でよかったです。また、機会があればやってみたいと思います。最初のころは、毎日電車で通ってくることができるかな、という不安もありましたが、慣れてきて、逆に裁判が終わってみると、来られなくなるのがいやに

なりました。

(司会)

最後に、裁判員経験者のみなさんから、これから裁判員になる方へのメッセージをいただけたら、お願いします。

(1 番)

ほかの人には「話があったらぜひ参加するといいよ。」ということは常々変わらず言っていますが、私としては、この制度は本当に必要なのかという疑問を持っています。裁判官には逆にうちの仕事を手伝いにきてほしいなど思ったりします。

(2 番)

私はいい制度だと思います。ぜひ参加してもらいたいと思います。

(3 番)

最初はびっくりしましたが、やってみて大変いい経験になったと思います。ですから、ほかの人にもやってもらいたいと思います。

(4 番)

最初、選任手続期日の通知書をもらった時には、自分が訴えられたのかと思いました。自分のような社会人が裁判員をやると、休暇を取らざるを得ず、犠牲にしなければならないこともあります。妻や会社の人に対してもすごく迷惑を掛けているな、と感じました。でも、裁判員に選任されたなら、やらなければならないものだと思います。ただ、裁判所にはそれなりのリスクがあるということも分かってもらいたいと思います。

(5 番)

高齢者が増えて、裁判所に来られない人も多いと思います。そうすると、そういう人の意見は反映されないことになります。若い方の意見ばかりではよくないと思うので、そういう人の意見を吸い上げるために、迎えに行き、あけるということもしてほしいと思います。来られないからといって放っておくのは

よくないと思います。

以 上